

○ 自作農財産に係る取得時効の取扱いについて（昭和51年9月21日51構改B第1058号）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第1 処理基準</p> <p>農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第78条第1項に掲げる土地等（以下「自作農財産」という。）に関しては、無断使用等処理を要する財産の取扱いについて（昭和51年6月30日付け構改B第1077号構造改善局長通知。以下「要領」という。）により、厳正な処理を図ることとしているが、占有者から取得時効の完成を主張され、かつ、証拠資料等からみて取得時効が完成していると認められる場合には自作農財産紛争処理等連絡協議会（以下「協議会」という。）に付議するものとする。</p> <p>協議会において取得時効が完成していると確認されたものについては、国有財産台帳又は開拓財産台帳（以下「台帳」という。）から除却することができるものとし、取得時効が完成していないと確認されたものについては、要領による処理の促進を図るものとする。</p> <p>第2 処理手続</p> <p>1 申出書及び添付書類</p> <p>自作農財産について時効取得を主張する者（以下「申出者」という。）がある場合には、別紙第1号様式による国有財産時効取得確認申出書（以下「申出書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して提出させるものとする。</p> <p>(1) 共通して提出が必要な書類</p> <p>① 申出に係る自作農財産（以下「申出物件」という。）の不動産登記簿謄本</p> <p>② 申出物件（周辺を含む。）に係る旧土地台帳付属地図又は不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に定める地図の写し</p> <p>③ 申出者に係る住民票の写し</p> <p>④ 位置図</p> <p>⑤ 占有の始期を証明する書類であって、次に掲げるいずれかの書類</p> <p>イ 占有理由が相続の場合は、戸籍謄本及び相続関係図並びに遺産分割により取得した場合にあっては、その遺産分割協議書等の相続を証する書類</p> <p>ロ 占有理由が売買の場合は、売買契約書、領収書又は農地法に基づく許可書の写しのうちいずれかの書類</p> <p>ハ 占有理由がイ若しくはロに掲げる以外の場合又はイ、ロの書類の提出</p>	<p>第1 処理基準</p> <p>農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第78条第1項に掲げる土地等（以下「自作農財産」という。）に関しては、無断使用等処理を要する財産の取扱いについて（昭和51年6月30日付け構改B第1077号構造改善局長通知。以下「要領」という。）により、厳正な処理を図ることとしているが、占有者から取得時効の完成を主張され、かつ、証拠資料等からみて取得時効が完成していると認められる場合には協議会に付議するものとする。</p> <p>協議会において取得時効が完成していると確認されたものについては、国有財産台帳又は開拓財産台帳（以下「台帳」という。）から除却することができるものとし、取得時効が完成していないと確認されたものについては、要領による処理の促進を図るものとする。</p> <p>第2 処理手続</p> <p>1 申出書</p> <p>自作農財産について時効取得を主張する者（以下「申出者」という。）がある場合には、別紙第1号様式による国有財産時効取得確認申出書（以下「申出書」という。）に、次の各号に掲げる書類のうちそれぞれ必要なものを添付して提出させるものとする。</p> <p>(1) 申出に係る自作農財産（以下「申出物件」という。）の不動産登記簿謄本</p> <p>(2) 申出物件（周辺を含む。）に係る旧土地台帳付属地図又は不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に定める地図の写し</p> <p>(3) 申出者に係る住民票の写し</p>

が困難な場合は、譲与等の契約書の写しその他の占有の始期を証する書類（取得時効の完成を判断するための必要最小限の範囲に限る。）

⑥ 固定資産課税証明書等の申出物件について納税を証する書類、農地を耕作していることを証する書類その他の現在の占有を証する書類（取得時効の完成を判断するための必要最小限の範囲に限る。）

(2) 申出物件に応じて必要となる書類

① 申出物件上に建物がある場合は、当該建物に係る不動産登記簿謄本

② 占有者の承継人である申出者が自己の占有に前主の占有を併せて主張する場合は、前主の占有の始期を証明する書類（(1)⑤に掲げる書類をいう。）

③ 申出物件が無道路地、袋地又は地形狭長等単独利用困難な土地である場合は、隣接地主の所有地でないこと及び境界について隣接地主の異存がないことを証する書面

2 申出書の受付

申出書は、申出物件の所在地を管轄する都道府県知事が受け付けるものとする。

なお、申出書の提出部数については、正本1部のほか2部写しを提出させるものとし、登記簿謄本等の手数料を要する書類は、正本1部のほかは、写しによることができるものとする。

3 申出書の確認等

(1) 申出書を受け付けた都道府県知事は、当該申出書の記載事項及び添付書類について、必要な事実の記載がなされているか及び書類が整備されているかどうかを確認するものとし、取得時効完成の有無を判断するために、記載事項及び書類に不備があると認めるときは、その補正を求めるとともに所要の書類を申出者に提出させるものとする。

(2) 都道府県知事は、1の申出書及び添付書類について、(1)の確認の結果、記載事項及び書類に不備がないと認めるときは、速やかに「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」（昭和51年9月30日付け51構改B第1058号構造改善局長通知。以下「協議会設置要綱」という。）第6条第1項による報告を都道府県の協議会の委員にさせるものとする。

(4) 申出物件上に建物があるときは、当該建物に係る不動産登記簿謄本

(5) 前主の占有を承継しているものであるときは、その事実を証する戸籍謄本又は契約書の写し等

(6) 申出物件の実測図（現況が現地において確認できない場合等実測ができない場合で、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が実施されている場合には地籍図による求積図、地籍調査が実施されていない場合には、土地台帳付属地図又は不動産登記法第14条に定める地図による求積図）

(7) 隣接地主の所有地でないこと及び境界について隣接地主の異存がないことを証する書面

(8) その他申出物件に係る占有並びに利用状況を証する資料

2 申出書の受付

申出書は、申出物件の所在地を管轄する都道府県知事が受け付けるものとする。

なお、申出書の提出部数については、正本1部のほか2部写しを提出させるものとし、登記簿謄本等の手数料を要する資料は、正本1部のほかは、写しによることができるものとする。

3 申出書の審査等

(1) 申出書を受付けた都道府県知事は、当該申出書の記載事項及び添付資料について、占有の始期、占有の事実等取得時効完成の有無を判断するために必要な事実の記載がなされているか及び資料等が整備されているかどうかを審査するものとし、取得時効完成の有無を判断する際、記載内容及び資料等によっては十分でないと認めるときは、その補正を求めるとともに所要の立証資料を申出者に提出させるものとする。

(新設)

(3) 協議会設置要綱第6条第4項の事前調整（以下「事前調整」という。）において取得時効の完成に関して必要と判断された書類がある場合には、都道府県知事は、申出者に当該書類を提出させるものとする。

(4) 都道府県知事は、事前調整により申出者の提出に係る申出書及び添付書類について、次に掲げる事項を確認するため必要があると認めるときは、現地を調査し又は関係者の証明若しくは意見を求めるものとする。

なお、イに定める事項の調査に当たっては、申出者及び隣接所有者の立会をを求めるものとする。

イ 申出書の添付図面が、申出物件の現状と一致しているか^かどうか。また、境界は判然としているかどうか。

ロ 申出書に記載された占有の始期及び占有の事実等に誤りがないかどうか。

ハ 申出物件に建築物その他の工作物が含まれているときは、その現状及び設置年月日

ニ その他都道府県知事が必要と認める事項

(5) (4)の規定により現地調査を行ったときは、その結果を別紙第6号様式により記録しておくものとする。

4 協議会への付議等

(1) 申出物件について、時効完成の有無及びその範囲を認定する必要がある場合に、協議会に付議しようとするときは、協議会設置要綱第6条によるものとする。

(2) 協議会における確認の結果等については、協議会確認事項を別紙第7号様式により作成するものとする。

5 申出者に対する通知

(1) 地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道においては経営局長（以下「地方農政局長等」という。）は、次により申出者に通知するものとする。

イ 協議会において取得時効が完成していると確認されたもので、当該物件に国の名義の表示の登記又は保存登記がある場合には、別紙第2号様式（その1）による。

また、8の(1)但書き又は8の(2)但書の規定により抹消登記又は更生登記を行うものである場合及び8の(3)に該当する場合には、別紙第2号様式（その2）による。

ロ 協議会において取得時効が完成していないと認定されたものについては、別紙第3号様式による。

(2) 地方農政局長等は、(1)により申出者に通知したときは、協議会確認事項及び申出者への通知書の写しを、都道府県知事に送付するものとする。

6 台帳整理

(新設)

(2) 都道府県知事は、申出者の提出に係る申出書及び添付資料等について、次に掲げる事項を確認するため必要があると認めるときは、現地を調査し又は関係者の証明若しくは意見を求めるものとする。

なお、イに定める事項の調査に当たっては、申出者及び隣接所有者の立会をを求めるものとする。

イ 申出書の添付図面が、申出物件の現状と一致しているか^がどうか。また、境界は判然としているかどうか。

ロ 申出書に記載された占有の始期及び占有の事実等に誤りがないかどうか。

ハ 申出物件に建築物その他の工作物が含まれているときは、その現状及び設置年月日

ニ その他都道府県知事が必要と認める事項

(3) (1)及び(2)の規定により審査及び現地調査を行ったときは、その結果を別紙第6号様式により記録しておくものとする。

4 協議会への付議等

(1) 申出物件について、時効完成の有無及びその範囲を認定する必要がある場合に、協議会に付議しようとするときは、別に定める「自作農財産紛争処理等連絡協議会設置運営要綱」第6条によるものとする。

(2) 協議会における確認の結果等については、協議会確認事項を別紙第7号様式により作成するものとする。

5 申出者に対する通知

(1) 地方農政局長又は沖縄総合事務局長（北海道においては経営局長。以下「地方農政局長等」という。）は、次により申出者に通知するものとする。

イ 取得時効が完成していると確認されたもので、当該物件に国の名義の表示の登記又は保存登記がある場合には、別紙第2号様式（その1）による。

また、8の(1)但書き又は8の(2)但書の規定により抹消登記又は更生登記を行うものである場合及び8の(3)に該当する場合には、別紙第2号様式（その2）による。

ロ 取得時効が完成していないと認定されたものについては、別紙第3号様式による。

(2) 地方農政局長等は、(1)により申出者に通知したときは、協議会確認事項及び申出者への通知書の写しを、都道府県知事に送付するものとする。

6 台帳整理

都道府県知事は、5の(2)により送付を受けた書類に基づき、協議会により申出物件に係る取得時効が完成していると認定されたものについて、台帳整理を行おうとする場合には、当該物件を台帳から除却するための決議を行った上、次により措置するものとする。

- (1) 時効完成物件を台帳から除却する場合における異動年月日は決議をした日とし、増減理由は「取得時効による喪失」とする。
- (2) 取得時効が完成していると認定され台帳から除却した財産にかかる既往の使用料相当額については、調査決定を行わない。

7 被害報告等

- (1) 都道府県知事は、6の規定により台帳整理を行ったものについては、「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第6の5の(4)の規定により農林水産大臣に被害報告及び会計検査院に会計検査院法(昭和22年法律第73号)第27条に基づく国有財産の亡失報告をするものとする。
- (2) (1)の報告は、別紙第4号様式の国有財産亡失報告書に協議会確認事項の写しを添えて行うものとする。
- (3) 計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)第65条第2号に規定する証拠書類となるべき調書は、第4号様式をもって代用するものとする。

8 登記手続

取得時効が完成していると確認された申出物件については、次による所有権の移転登記等の手続を行うものとする。

- (1) 申出物件が国の名義で保存登記されている場合には、申出者に別紙第5号様式による所有権移転登記嘱託請求書に登録免許税現金納付領収書(又は登録免許税の額に相当する金額の印紙)を添えて提出させ、所有権移転登記を完了したときは、速やかに登記済証を申出者に交付し、この場合の所有権移転登記嘱託書に記載する登記原因は「取得時効」とする。
ただし、国の名義による保存登記が取得時効の完成した日以後に行われたものである場合には、不動産登記法第143条の規定により保存登記の抹消登記手続をし、この場合の登記原因は「錯誤」とする。
- (2) 申出物件が表示の登記がなされているが、保存登記手続が未了である場合には、いったん国名義により保存登記手続を経由した上、(1)本文の手続きをとる。
ただし、表示の登記が取得時効の完成後に行われたものである場合には、不動産登記法第81条の7の規定により、申出者に当該登記の更生登記手続をさせる。
- (3) 申出物件が登記されていないものである場合には、申出者に直接保存登記手続をさせる。

都道府県知事は、5の(2)により送付を受けた資料等に基づき、協議会により申出物件に係る取得時効が完成していると認定されたものについて、台帳整理を行おうとする場合には、当該物件を台帳から除却するための決議を行った上、次により措置するものとする。

- (1) 時効完成物件を台帳から除却する場合における異動年月日は決議をした日とし、増減理由は「取得時効による喪失」とする。
- (2) 取得時効が完成していると認定され台帳から除却した財産にかかる既往の使用料相当額については、調査決定を行わない。

7 被害報告等

- (1) 都道府県知事は、6の規定により台帳整理を行ったものについては、農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第6の5の(4)の規定により農林水産大臣に被害報告及び会計検査院に会計検査院法(昭和22年法律第73号)第27条に基づく国有財産の亡失報告をするものとする。
- (2) (1)の報告は、別紙第4号様式の国有財産亡失報告書に協議会確認事項の写しを添えて行うものとする。
- (3) 計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)第65条第2号に規定する証拠書類となるべき調書は、第4号様式をもって代用するものとする。

8 登記手続

取得時効が完成していると確認された申出物件については、次による所有権の移転登記等の手続を行うものとする。

- (1) 申出物件が国の名義で保存登記されている場合には、申出者に別紙第5号様式による所有権移転登記嘱託請求書に登録免許税現金納付領収書(又は登録免許税の額に相当する金額の印紙)を添えて提出させ、所有権移転登記を完了したときは、速やかに登記済証を申出者に交付し、この場合の所有権移転登記嘱託書に記載する登記原因は「取得時効」とする。
ただし、国の名義による保存登記が取得時効の完成した日以後に行われたものである場合には、不動産登記法第143条の規定により保存登記の抹消登記手続をし、この場合の登記原因は「錯誤」とする。
- (2) 申出物件が表示の登記がなされているが、保存登記手続が未了である場合には、いったん国名義により保存登記手続を経由した上、(1)本文の手続きをとる。
ただし、表示の登記が取得時効の完成後に行われたものである場合には、不動産登記法第81条の7の規定により、申出者に当該登記の更生登記手続をさせる。
- (3) 申出物件が登記されていないものである場合には、申出者に直接保存登記手続をさせる。

9 返還請求等 (略)

10 その他

自作農創設特別措置法(昭和21年法律第43号)に基づく買収による登記が看過され、占有者への所有権の移転の登記がされた二重登記事案について、占有者の登記の抹消に係る承諾書の取得等の二重登記を解消するために行う事務は、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地法第78条第2項の規定により都道府県が行うこととなっている管理事務に含まれない。

9 返還請求等 (略)

(新設)